

閱覽用

令和2年第2回臨時会（5月14日開会・閉会）

飯網町議会 会議録

令和2年第2回飯綱町議会臨時会 会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1号（5月14日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○町長あいさつ	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告、質疑	7
○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○町長あいさつ	18
○閉議及び閉会の宣告	18
○会議録署名	19

飯綱町告示第72号

令和2年第2回飯綱町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和 2年 5月11日

飯綱町長 峯村勝盛

- 1 期 日 令和 2年 5月14日
- 2 場 所 飯綱町役場 議場
- 3 付議案件
 - (1) 飯綱町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告について
 - (2) 令和元年度飯綱町一般会計補正予算(第8号)の専決処分の報告について
 - (3) 令和元年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分の報告について
 - (4) 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
 - (5) 飯綱町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
 - (6) 令和2年度飯綱町一般会計補正予算(第1号)

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	清 水 均	2番	風 間 行 男
3番	中 島 和 子	4番	目 須 田 修
5番	瀧 野 良 枝	6番	原 田 幸 長
7番	石 川 信 雄	8番	荒 川 詔 夫
9番	伊 藤 まゆみ	10番	清 水 満
11番	樋 口 功	12番	渡 邊 千賀雄
13番	原 田 重 美	14番	青 山 弘
15番	大 川 憲 明		

不応招議員（なし）

令和2年第2回飯綱町議会臨時会

(第 1 号)

令和2年第2回飯綱町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和2年5月14日（木曜日）午前10時開会

開 会

町長あいさつ

日程第 1 号 会議録署名議員の指名

日程第 2 号 会期の決定

日程第 3 号 諸般の報告

報告第 1 号 飯綱町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告について

報告第 2 号 令和元年度飯綱町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告について

報告第 3 号 令和元年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の報告について

報告第 4 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

日程第 4 号 議案第45号 飯綱町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 号 議案第46号 令和2年度飯綱町一般会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1 番 清 水 均

2 番 風 間 行 男

3 番 中 島 和 子

4 番 目 須 田 修

5 番 瀧 野 良 枝

6 番 原 田 幸 長

7番	石川信雄	8番	荒川詔夫
9番	伊藤まゆみ	10番	清水満
11番	樋口功	12番	渡邊千賀雄
13番	原田重美	14番	青山弘
15番	大川憲明		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	峯村勝盛	教育長	馬島敦子
総務課長	徳永裕二	税務会計課長	永野光昭
住民環境課長	梨本克裕	保健福祉課長	山浦克彦
産業観光課長	平井喜一朗	教育次長	高橋秀一
総務課長補佐	清水純一		

事務局職員出席者

事務局長	笠井順一	事務局書記	関竜典
------	------	-------	-----

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（大川憲明） 皆さん、おはようございます。

新型コロナウイルスがまだ収束しない中、臨時会を始めますが、端的に質問をお願いします。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより、令和2年第2回飯綱町議会臨時会を開会いたします。

◎町長あいさつ

○議長（大川憲明） 峯村町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 令和2年第2回飯綱町議会臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。議員各位には、新型コロナウイルス感染症対策等で大変ご苦勞を頂いている中、臨時議会にご参集頂き厚く御礼申し上げます。

今臨時会を開催いたしましたのは、新型コロナ対策関係予算を議決いただくとともに、今後の関係事務の進め方等についても議会にご理解頂くためでございます。なるべく、3密の状況となる機会を避けるべき状況の中ではございますがご理解を頂きたいと存じます。

私のあいさつもなるべく短く申し上げます。

本議会には議案2件と専決処分の報告4件の計6件の案件を提出いたしました。新型コロナ関係予算を計上いたしました令和2年度一般会計補正予算（第1号）では、歳入歳出の総額に11億2,312万円を増額するものであります。歳入のほとんどは国庫支出金で11億1,550万2千円を予定しております。

歳出は総務費で一人10万円を給付する特別定額給付金事業で11億410万6千円、民生費で子供一人1万円を給付する子育て世帯臨時特例給付金事業で1,139万6千円、商工費で長野県

と一緒にやる休業等協力事業者への協力金に対する町の負担金として400万円、町独自の事業として、コロナ対策としての商工業振興資金借入れに対する利子補給、基準金利2.1パーセントの全額を予定していますが、315万円を計上しました。尚、コロナ関係で借入れした利子補給は、償還の終わるまで全額利子補給を予定しております。教育費で学校給食共同調理場費46万8千円計上しておりますが、休校等に伴う給食用食材のキャンセル料等の費用であります。

飯綱町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、新型コロナウイルスに感染した人に、傷病手当金を支給するための改正であります。尚、町独自の支援策等につきましては、関係予算、条例改正等6月定例議会に、提案をしていく予定でありますので、お含み頂きたいと思っております。

専決処分の説明につきましては、ご提案の際に詳しく申し上げたいと思っております。以上申し上げます。以上申し上げまして開会のあいさつといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大川憲明） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第119条の規定により、13番 原田重美議員、14番 青山弘議員、1番 清水均議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（大川憲明） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本臨時会の会期について、議会運営委員長の報告を求めます。清水議会運営委員長。

〔議会運営委員長 清水満 登壇・報告〕

○議会運営委員長（清水満） 10番、清水満でございます。

本日招集されました、令和2年第2回飯綱町議会臨時会の会期及び日程につきまして説明申し上げます。

本日、午前9時より議会運営委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

その結果、会期は本日1日限りといたします。

日程案につきましては、会期決定後、諸般の報告及び議案の提案説明、質疑、討論、採決を行う日程にいたします。

以上申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（大川憲明） お諮りいたします。

本臨時会の会期等については、議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 異議なしと認めます。

よって、本会議の会期等につきましては、ただいまの報告のとおりと決定しました。

◎諸般の報告、質疑

○議長（大川憲明） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告第1号 飯綱町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告については、地方自治法第180条第1項及び第2項、町長の専決処分事項に関する条例第3号の規定による報告案件です。

説明を求めます。永野税務会計課長。

〔税務会計課長 永野光昭 登壇・説明〕（報告第1号）

○税務会計課長（永野光昭） 報告第1号 飯綱町税条例等の一部改正する条例の専決処分の報告について、ご説明申し上げます。議案の報告書及び提案説明書1ページ上段をご覧くださいと思います。

報告第1号 飯綱町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告について、町長の専決

処分事項に関する条例第3号の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和2年5月14日提出、飯綱町長、峯村勝盛。

議案提案説明書をご覧ください。

1、改正理由、地方税法等の一部の改正に伴い改正するもの及び字句並びに改元等の整理をするものでございます。

主な改正内容につきましては、個人住民税非課税措置について、結婚歴の有無によらず寡夫（男親）を対象から除き、ひとり親を対象に追加するもの。また、所得控除について、ひとり親控除を追加するものでございます。

続きまして、固定資産税の納税義務者等について、調査を尽くしても所有者不明な資産について、使用者を所有者として課税ができる規定を追加するもの。また、所有者が死亡している場合、相続登記がされるまでの間において、現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定を追加するものでございます。

専決処分日、令和2年3月31日、施行期日、令和2年4月1日、個人住民税に関するものは令和3年1月1日。

関係法令につきましては地方自治法第180条第1項及び第2項、町長の専決処分事項に関する条例第3号によるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、本報告を終了します。

○議長（大川憲明） 報告第2号 令和元年度飯綱町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告について、

報告第3号 令和元年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の報告

について、

以上2件は、地方自治法第180条第1項及び第2項、町長の専決処分事項に関する条例第4号及び第6号の規定による報告案件です。

一括して説明求めます。なお、質疑は報告ごとに行います。

最初に、徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（報告第2号）

○総務課長（徳永裕二） 報告第2号 令和元年度飯綱町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

報告書並びに議案の提案説明書1ページ下段から2ページをご覧ください。

この専決処分は、会計年度末における一般会計から特別会計への繰出金の清算、また、町債の借入金の増減及びこれに伴う歳入歳出の増減についての補正で、1,020万円を増額し、補正後の予算額を91億6,676万8千円とするものでございます。

主な補正内容は、歳入では、町債の借入金を1,020万円増額し、歳出では、総務費で繰越事業に係る町債の借入額が減額となったことに伴い歳出（一般財源）を1,401万3千円増額、民生費で介護保険事業特別会計への繰出金を500万円減額、教育費で町債の借入額が増額となったことに伴い財源内訳を変更、残額については予備費を増額するものでございます。

専決処分日は、令和2年3月31日で、町長の専決処分事項に関する条例第4号及び第6号に該当するものです。

以上報告します。よろしくお願いたします。

○議長（大川憲明） 次に、山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇・説明〕（報告第3号）

○保健福祉課長（山浦克彦） 報告第3号について説明をいたします。

提案説明書の2ページ中段をご覧ください。

令和元年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算第5号の専決処分の報告について。

補正の概要について、補正前の予算額12億8,139万7千円、今回、国庫負担金等の確定によ

る補正で、歳入歳出それぞれ 4,000 万円を減額し、補正後の予算額 12 億 4,139 万 7 千円に専決処分をしたものです。

主な補正内容ですが、歳入では、国庫負担金（介護給付費負担金）で 700 万円を減額、国庫補助金（調整交付金）で 100 万円を減額、支払基金交付金（介護給付費交付金）で 700 万円を減額、県負担金（介護給付費負担金）で、300 万円を減額、一般会計繰入金（介護給付費繰入金）500 万円を減額、基金繰入金（介護給付費準備基金繰入金）1,700 万円の減額です。

歳出では、保険給付費における各介護サービス費の補正です。居宅介護サービス給付費で 500 万円の減額、地域密着型介護サービス給付費で 3,000 万円の減額、施設介護サービス給付費で 500 万円を減額とするものです。

専決処分日は令和 2 年 3 月 31 日。

関係法令は、地方自治法第 180 条第 1 項及び第 2 項、町長の専決処分事項に関する条例第 4 号によるものです。以上、ご審議の程お願い致します。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、報告第 2 号の質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、本報告を終了します。

○議長（大川憲明） 報告第 3 号の質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、本報告を終了します。

○議長（大川憲明） 続いて、報告第 4 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告については、地方自治法第 180 条第 1 項及び第 2 項、町長の専決処分事項に関する条例第 1 号の規定による専決処分の報告案件です。

説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（報告第 4 号）

○総務課長（徳永裕二） 報告第4号につきまして、ご説明申し上げます。

報告書並びに議案の提案説明書3ページ上段をご覧ください。

この専決処分は、地方自治法第180条第1項の議会の委任による専決処分及び町長の専決処分事項に関する条例第1号に該当するもので、車両接触事故に起因する損害賠償の額の決定でございませう。

事故の概要ですが、事故発牛年月日は、令和2年3月13日で、町民会館の草刈り作業中の事故になります。

事故の場所は、町民会館の第1駐車で、相手方は、●●市大字●●●●●番地の●●●●●さんです。

事件概要は、刈った草の片付けを行うため軽トラック（公用車）を後退させた際、後方に駐車していた相手車両のフロント部分に接触したものであります。

損害賠償の額は233,782円で、専決処分日は、令和2年4月6日でございます。

以上報告します。よろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、本報告を終了します。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第4、議案第45号 飯綱町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇・説明〕（議案第45号）

○住民環境課長（梨本克裕） 議案第45号 飯綱町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正す

る条例についてご説明申し上げます。

それでは、議案書及び議案の提案説明書 3 ページ中段、並びに議案の新旧対照表最後のページをご覧ください。議案の提案説明書により説明させていただきます。

改正の理由は、長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴うものでございます。

主な改正内容でございますが、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金支給に係る長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、飯綱町後期高齢者医療に関する条例第 2 条中に第 8 号として「広域連合条例附則第 5 条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」を加えるものであります。

施行日は、公布の日からでございます。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第 45 号 飯綱町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 46 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大川憲明） 日程第 5、議案第 46 号 令和 2 年度飯綱町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第 46 号）

○総務課長（徳永裕二） 議案第 46 号 令和 2 年度飯綱町一般会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

議案書並びに議案の提案説明書 3 ページ下段から 4 ページをご覧ください。

議案第 46 号 令和 2 年度飯綱町一般会計補正予算（第 1 号）につきましては、主に新型コロナウイルス感染症の対応に伴う補正で、11 億 2,312 万円を増額し、補正後の予算額を 96 億 2,312 万円とするものでございます。

まず、歳出についてご説明します。

2 款 総務費の諸費については、1 名につき 10 万円を給付する特別定額給付金事業の関連です。報酬から使用料までは事務費として 1,080 万 6 千円を計上、負担金、補助及び交付金は給付金として 4 月 27 日時点の人口 10,933 人×10 万円の 10 億 9,330 万円を計上しています。財源は 10 分の 10 国庫負担となります。

3 款 民生費の児童措置費については、対象児童 1 名につき 1 万円を給付する子育て世帯臨時特別給付金給付事業の関連です。事務費、給付金を合わせて 1,139 万 6 千円を計上しています。こちらも財源は 10 分の 10 国庫負担となります。

7 款 商工費の商工振興費については、1 つは、県と市町村が連携して行う新型コロナウイルス拡大防止協力企業等特別支援事業の関連で、県からの休業要請等に応じた事業者に対して 1 事業者当たり 30 万円の協力金等を支給するもので、主たる事業所のある市町村はその内 10

万円を負担するものです。予算額は 400 万円を計上しています。

もう一つは、新型コロナウイルス感染症関連の支援として、町商工業振興資金等利子補給事業で 315 万円を計上しています。

10 款 教育費の学校給食共同調理場費については、学校の臨時休業等に伴い発生した費用で 46 万 8 千円を計上しています。

次に、歳入についてご説明します。

14 款 国庫支出金については、特別定額給付金事業及び子育て世帯臨時特別給付金給付事業の関連で 11 億 1,550 万 2 千円を計上、19 款 繰越金で 739 万 3 千円を見込み、20 款 諸収入では、学校臨時休業対策費補助金 22 万 5 千円を計上しています。

以上提案しました議案の説明といたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（大川憲明） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。伊藤議員。

○9 番（伊藤まゆみ） 議席番号 9 番、伊藤まゆみです。確認をさせていただきたいのですが、歳出の 7 款 商工費。負担金、補助及び交付金の事業者協力金等負担金の関係です。これは、町負担 10 万円の部分、40 件分と考えればよろしいでしょうか。となると、県の分というのは別個に申請をしていただくということになるのでしょうか。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答え申し上げます。こちらの事業につきましては、県の事業となっております。県が 1 事業者当たり 30 万円の給付金を支給し、そのうちの 10 万円が町の負担金ということです。28 年度の経済センサスの数値を基に 40 件ということで算出して計上してございます。

○議長（大川憲明） 伊藤議員。

○9 番（伊藤まゆみ） 私が聞きしたかったのは、県の分の申請についてはどのような手続きをとるのかということです。

○議長（大川憲明） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答え申し上げます。こちらの事業につきましては、県主体の事業でございまして、県に直接申請をするものでございます。商工会を通じて、各事業所にはご案内申し上げ、また、手続き等につきましても商工会で支援をしております。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 付け加えさせていただきます。この事業は、申請は県にしてもらい、県から30万円を支給していただくようになってございます。町の予算の10万円は、県から負担金として後ほど請求がある、その費用です。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 12番、渡邊千賀雄です。民生費の児童措置費です。児童一人に1万円ということで、1,117万円。この児童措置費の内容、児童の人数を教えてください。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） 積算の基礎となりました対象児童の数でございますが、1,117人で、金額は掛ける1万円です。

○議長（大川憲明） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 内容という部分で、小学生と中学生の内訳はわかりますか。

○議長（大川憲明） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） 内訳の前に対象となる者の説明をさせていただきます。まず、基本的には児童手当の支給対象者、0歳から中学校卒業までの児童を養育している方が対象となります。ただ、児童手当はご承知のとおり、所得の制限がございますので、上限を超えておられる方については、児童手当の中でも特例給付ということで別に支給されております。その特例給

付を受けておる方については、今回の支給対象者から除くということになりますので、上限所得以下の0歳から15歳までの者を養育している方が対象です。更に今回のコロナウイルスにつきましては、前年度2月から猛威を振るっておりますので、通常、15歳、中学3年生までが対象ですが、今回については、4月の対象者に加えまして、現在既に高校1年生になりました、前年の中学3年生も対象となっております。もう1点、通常、公務員につきましては、お勤めの事業所から児童手当は支給となっておりますが、今回の特別給付につきましては、公務員につきましても居住地の市町村での支給ということになりますので、通常の児童手当の支給者プラス前年度の中学3年生、そこに飯綱町に居住されておる公務員が今回の支給の対象となります。

お尋ねの人数ですが、小・中学生という区分では持ち合わせておりませんが、0歳から9歳までの方で23名、それから10歳から14歳で57名、残りが16名という人数になっております。申し訳ございません。人数が合いませんのでもう一度申し上げます。0歳から2歳までで128名、3歳から11歳までで675名、12歳から16歳までで337名、合計で1,140名という内訳でございます。その内、対象外となる特例給付対象者が23名です。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 8番、荒川詔夫です。ただ今の補正については、国あるいは県、また町独自ということで、対策を講じていただいたということで理解しております。今後、国も、2段、3段と色々コロナ感染対策の中で、補助等をしていかなければならないという考え方でおります。町の考え方としても、これからの対策をどのように考えられているかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（大川憲明） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） ご挨拶で申し上げましたとおり、6月の定例会に町独自の関係等を中心とした補正予算を提案していきたいと考えています。総額1億を超える金額になるのではないかと思います。国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、町に9,000万円

弱の配分があるのではないかという情報がありますので、主な財源にしていきたいと考えております。国や県の制度については、実施した分の上乗せとして、どのような人たちに支援をしていかなければならないか。子どものいる家庭やひとり親家庭など。また、商工業の皆さんにおいても、協力はしていたけれども県の30万円の補助の対象になり得なかった方達をどのように支援していけばよいのか。また、町内のNPO法人等の社会福祉団体もかなりのご苦労があったのではないかと思います。また、長引いた場合の新たにこれから発生してくる点。農家はおそらく関係ない、という考えをもっているかもしれませんが、この不景気が続いて行った場合に、贈答品等が全く売れなくなってくるとか、流通関係がストップしてしまうとか、そういう場合に町として主たる産業の支援をどのようにしていけばいいのか。財源はどこに求めていけばよいのか。課題は難題だと思っています。当面、6月定例会でご提案をしていきたいと考えています。

○議長（大川憲明） 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大川憲明） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大川憲明） 起立多数です。

したがって、議案第46号 令和2年度飯綱町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり

可決されました。

◎町長あいさつ

○議長（大川憲明） 以上で本臨時会に付された事件は全て終了いたしました。

ここで、峯村町長より発言を求められていますので、これを許可します。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 第2回臨時会の閉会に当たりましてごあいさつ申し上げます。

只今は、ご提案申しあげました総ての案件に対しまして、原案通りのご決定を賜りましてありがとうございました。

給付金事業は、5月中に支給できるよう事務体制を整え対応していきますのでご理解を頂きたいと存じます。

新型コロナ対策は、まだまだ終息が見えず、今後どのような展開になるか読めない点が多くございます。新たな被害や経済に対する悪影響など心配は尽きませんが、住民の皆さんが最も頼りにする機関は行政であると思っております。医療、教育、生活など様々な分野においてできる限りのご支援をしていく所存でありますので、議員各位の一層のご支援、ご協力を願い申し上げます。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（大川憲明） 本日の会議はこれで閉じ、令和2年第2回飯綱町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時40分

別紙会議の経過を記載し、その相違ないことを認め、ここに署名する。

飯綱町議会議長

13 番

14 番

1 番